

2 前項の規定による後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日の前日の経過の時を遡つて存続していたものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

(後期分割登録料等の追納により回復した商標権の効力の制限)

第四十一条の四 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後前条第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

二 第三十七条各号に掲げる行為

2 前項の規定は、前条第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権の効力について準用する。

第四十二条第一項第二号中「又は第二項」を「又は第七項」に改める。

第四十三条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に、「同条第二項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に、「第二項」を「第七項」に改める。

第六十五条の三第三項中「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第六十五条の七第一項中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第二項中「四万八千六百円」を「三万三千四百円」に改める。

第六十五条の八第四項中「第一項又は第二項に規定する」を「前項の規定により登録料を納付することができる」に、「これら」を「同項」に、「これらの規定に規定する」を「その」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の規定を加える。

4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

第六十六条に次の二項を加える。

5 第四十一条の二第六項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第四十一条の三第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後第四十一条の三第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

6 前項の規定は、第四十一条の三第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力について準用する。

第六十八条の十五第一項中「第六項及び第七項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第六十八条の三十第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第五項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

第七十五条第二項第四号中「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七十六条第一項第二号中「第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）」を「第四十一条の二第二項」に改める。

第七十七条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に、「中」でできないものを「中」第三十八条の二第一項各号」に改め、「できないもの（及び）」に該当するものを除く。」を削る。

附則第三条第三項中「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

別表中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三	第九条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第六十五条の八第四項又は第七十七条第一項において準用する同法第五条第三項の規定により手続をす	一件につき四千二百円
---	--	------------

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「七万八千円」を「次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 十万五千元
- 二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 十六万八千元
- 第十二条第三項中「二万千元」を「次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 二万八千元
- 二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千元

第十八条第二項の表一の項を次のように改める。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者 イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 ロ 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	一件につき 十四万三千円 一件につき 二十二万二千円	条約第三条(4)(v)の手数料のうち、国際事務局(条約第二条(4)(i)に定めるもの)の金額として政令で定める金額
---	--	-------------------------------------	---

第十八条第二項の表三の項を次のように改める。

三	国際予備審査の請求をする者 イ 一の項第二欄イに掲げる場合 ロ 一の項第二欄ロに掲げる場合	一件につき 四万八千円 一件につき 七万七千円	条約第三十一条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るもの金額として政令で定める金額
---	---	----------------------------------	---

(経済産業省設置法の一部改正)

第六條 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第六号中「工場立地法」を「特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）、工場立地法」に改め、「自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。